

今後の審議スケジュールについて

1 開催時期（予定）

時期	案件
第 2 回（7 月頃）	各種基準条例・規則（案）について 量の見込みについて
第 3 回（9 月頃）	量の見込み、提供体制の確保方策 子ども・子育て支援事業計画（案）について
第 4 回（11 月頃）	利用者負担について 子ども・子育て支援事業計画（案）について 地域型保育事業の認可について
第 5 回（2 月頃）	子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 子ども・子育て支援事業計画の策定の流れ

6 月	供給（意向）調査の実施
7 月～	量の見込み、提供体制の確保方策の検討
9 月	事業計画案のとりまとめ、県に報告
10 月～	量の見込み・確保方策に基づき、認可・確認の事前準備 県との事業計画の調整
平成 27 年 3 月	県へ事業計画提出

3 各種基準条例等について

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、施設等の確認に関する基準、地域型保育事業の認可基準、放課後児童クラブの設備運営基準などの条例を市町村は遅くとも 9 月までに制定する必要があります。国では各種基準が先日示されたことから、当市においても策定に向け事務を進めていくこととなります。

平成 26 年 9 月議会に提案が必要な条例

- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
（根拠 子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項、支援法第 46 条第 2 項）
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例
（根拠 児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項）
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する条例
（根拠 児童福祉法第 34 条の 8 第 1 項）

平成26年9月までに制定が必要な規則

- ・ 保育の必要性の認定（支給認定）に関する基準

平成26年度後半

- ・ 費用・利用者負担の設定（規則）

4 利用者負担について

国が示した利用者負担額を基に当市における利用者負担額を検討、設定する。
時期としては平成27年度当初予算要求に反映させる。

弘前市子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュール

項目	平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議開催予定		● 会議開催		● 会議開催			● 会議開催	● 会議開催				● 会議開催
子ども・子育て支援事業計画関係			● 既存施設への意向確認				● 事業計画とりまとめ		← 計画案の最終調整 →			● 計画確定 県へ提出
条例・規則関係 認可基準 (地域型保育事業) 運営基準 (確認制度) 保育の必要性の 認定基準 (支給認定) 利用者負担		認可基準・運営基準等について 検討、条例の作成		● 条例議案提出			● 条例制定					
			→									
			支給認定基準について検討、規則制定									
			→									
			利用者負担について検討、規則制定									
			→									
手続き、市民への周知など								各施設等より確認申請または認可申請				
								→				
								新制度による利用手続きなど詳細 市民への周知 ホームページ 広報ひろさき等				
			←					→				
		新制度の周知 ホームページ										
									認定申請受付			
									→			